

ネパール出張 ～現地セミナー（日本の民事訴訟実務、専門訴訟の実務、財産法）～

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

2023年1月、当部は教官2名及び調査員1名でネパールへ出張し、同月17日から同月19日の間に、ネパールの裁判官を主な参加者とする不法行為法及び家族法に関する現地セミナーを実施した。本稿では、今回の出張に至るまでの当部の対ネパール支援を概観した上で、同セミナーの内容を紹介する。本稿中、意見にわたる部分は全て当職の個人的見解であり、所属部局の見解ではない。

第2 当部の対ネパール支援¹

ネパールでは、2017年に民法、刑法等の基本法5法が制定され、2018年8月に施行された。当部は、新法施行直前の2018年5月²及び同年8月に、ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）の要請を受け、ネパール最高裁及び国家司法学院（National Judicial Academy（以下「NJA」という。））との共催で刑事法（量刑、社会内処遇、公判前整理手続、令状）についての現地ワークショップを実施し、その後ネパール最高裁からの新法運用支援の要請を受け、2019年8月には民法（契約法、不法行為法）及び刑事法（公判前整理手続）のワークショップを³、同年12月には民法（財産法、不法行為法、国際私法）のワークショップを⁴、いずれも現地で実施した。

2020年においては、新型コロナウイルスの拡大に伴い、オンラインで活動を継続することとし、ネパール最高裁及びNJAとの共催により、2020年12月⁵及び2021年3月に、民法（不法行為法、国際私法）及び刑事法（公判前整理手続、過失の判断手法）のオンラインセミナーを実施した。また、同年9月には、民法（不法行為法、国際私法）のオンラインセミナーを、同年12月には刑事法（仮釈放、保護観察）のオンラインセミナーを実施した⁶。

その後の新型コロナウイルスの感染状況の推移を踏まえ、再び現地で活動を行うこととし、2022年4月には、ネパール最高裁及びNJAとの共催により、民法（不法行為法、家族法）のセミナーを、連邦議会事務局の主催により、同事務局に対して法令整合性の問題についてのセミナーをそれぞれ実施した⁷。

¹ 当部のこれまでの対ネパール法制度整備支援活動の詳細は、ICD NEWS第87号89頁以下。

² ICD NEWS第76号168頁以下。

³ ICD NEWS第81号110頁以下。

⁴ ICD NEWS第82号96頁以下。

⁵ ICD NEWS第86号151頁以下。

⁶ ICD NEWS第90号121頁以下。

⁷ ICD NEWS第92号106頁以下。

なお、ネパール最高裁及びN J Aとのワークショップやオンラインセミナーは、当部主体の法制度整備支援活動であるが、現在、J I C A主体の法制度整備支援活動として、「司法セクターにおける人材能力強化」の案件名の下、技術協力個別案件（専門家）の協力形態で、弁護士磯井美葉専門家がネパールに派遣されている⁸。

本出張時のセミナーは、2022年4月にネパールにおいて実施した最高裁及びN J Aとの協議において、ネパール側から、日本の民事訴訟における争点及び証拠の整理手続（ネパールでこれに該当し得る手続としては、事実審理前に被告が訴えの利益、提訴期間及び管轄を争う場合に行われる“preliminary hearings”（ネパール民事訴訟法131-134条）及び裁判所が裁定する必要のある事柄を確認するために各当事者を参加させて行う“pre-hearing discussions”（同法191条）があり、これらは準備手続（pre-trial conference）と総称される。）の実務や、建築瑕疵訴訟及び医療過誤訴訟の実務を知りたい、新民法における用益権（usufruct）を日本の類似制度との比較の下に解説してほしいなどの要望がなされたことを受けて開催することとなったものである。

第3 最高裁及びN J Aとのセミナー

1 概要

2023年1月17日から同月19日の3日間、N J Aの施設にて、最高裁とN J Aの共催による日本の民事訴訟実務の概要、専門訴訟の実務及び財産法のセミナーが開催された。ネパール側の参加者は、地方裁判所判事及び裁判所職員の合計19名であった。プログラムの内容については、別添1を参照されたい。

2 内容

(1) 1月17日

ア オープニングセッション

N J Aの Deputy Executive Director の Kedar Paudel 氏及び当部内藤晋太郎部長が開会の挨拶を行い、今回のセミナー開催の経緯及び概要が説明された。

イ プレゼンテーション、グループディスカッション及び発表

当部の石崎明人調査員（当時）が、「ネパールの制度と比較した日本の民事手続の概要」（“Outline of Civil Procedure in Japan for comparison with Nepal’s System”）と題し、日本の民事訴訟実務の概要、特に争点整理を目的とする準備手続について、ネパールの手続との相違を踏まえつつ発表した。

ネパールの準備手続には訴えの利益や管轄等のいわゆる訴訟要件に係るもののみを対象とする“preliminary hearings”という手続があるところ、ネパール側からは、日本の争点及び証拠の整理手続においては何が決定の対象となるかなど、両国の制度の相違を適切に踏まえた質問や指摘もあった。これに対し、本案の争点整理のために設けられている“pre-hearing discussions”という手続については、実

⁸ 同案件に基づく活動の一環として、民法改正に向けた検討についての国別研修が、2022年1月から同年3月にかけてオンラインで、2023年3月には研修参加者15名が来日して対面でそれぞれ実施された。

務上ほとんど利用されていないということであった。

ここまでで午前の部が終了し、午後の部においては、参加者を3つに分け、ネパールにおける準備手続の利用に係る現状の問題点やその解決策についてグループディスカッションを行った。その後、各グループの代表者がその結果を発表した。発表の概要としては、ネパールにおける準備手続の関連規定が任意規定であること、当事者に浸透していないことが現状の問題点として挙げられ、解決策としては、訴訟の迅速化に資するといった同制度の利点を当事者らに理解させて利用を促すといった点の言及があった。なお、当部の曾我学教官（当時）からは、日本においては訴訟の迅速化の要請の下に争点及び証拠の整理手続が導入され、所期の効果を挙げていることなどの補足的な説明があった。



【写真1：石崎調査員による発表の様子】

(2) 1月18日

曾我教官が「日本における専門知識を要する民事訴訟の実務」（“Japanese Practice on Civil Litigation which Requires Specialized Expertise”）と題して発表した。本発表は、日本の民事訴訟手続において裁判官が判断に必要な専門的知識を得る方法、具体的には、鑑定や各当事者が提出する私的鑑定書等を紹介しつつ、現地の裁判官を含む参加者に対し、ネパールでの実務の状況を確認するなど双方向型で進められた。その上で、曾我教官は、日本における建築瑕疵訴訟及び医療過誤訴訟の実務を取り上げ、裁判官がこれらの専門的知識を要する訴訟において、専門家の知見を借りつつ争点及び証拠の整理を効率的に行い、妥当な結論に至ろうとしていることを

説明した。

その後、ネパール側がグループディスカッションを行い、その結果の発表がされたところ、ネパールの医療過誤訴訟では、鑑定人のなり手となり得る医師が少なく、日本で利用されている私的鑑定書を活用すべきであるなどの意見が出された。また、ネパールにおいては私的な建築紛争の多くが仲裁で解決されているとの情報提供もあった。曾我教官からは、専門的知見の獲得の方法についての補足説明をしたほか、ネパールの医療過誤訴訟や建築瑕疵訴訟の準備手続の実務において、自身の発表で紹介した診療経過一覧表や瑕疵一覧表を使って争点整理をすることが有益になり得るのではないかとのコメントをした。



【写真2：曾我教官による発表の様子】

(3) 1月19日

ア プレゼンテーション、グループディスカッション、発表

JICAネパール民法改正支援アドバイザー・グループのメンバーである松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授（以下「松尾教授」という。）が、オンラインにて、「財産法」(Property Law)と題してプレゼンテーションを行った。松尾教授は、新民法に規定された“usufruct”や“servitude”の概念に触れつつ、日本民法における類似の概念とこれに関する裁判例等の事例を取り上げ、典型的な二重譲渡事案を題材に、ネパール民法の下で条文をどのように解釈して問題解決を図れるかといった問題提起をした。ネパール側からは、日本の裁判所において、具体的な事例でどのような判断が示されているかについて関心が寄せられ

た。

イ クロージングセッション

JICAネパール事務所の大久保晶光所長が閉会の挨拶をした。

第4 今後の活動の展望

今回の訪問時に当部出張者がネパール最高裁及びNJAと行った協議において、ネパール側は、今後、当部の支援を受けたい分野を列挙していた。今後は、ネパール側から支援が必要な分野を更に特定してもらい、これに関連するネパール司法制度の問題の現状分析も含めてネパール側との協議を重ね、望ましい中長期的な支援の在り方を模索したい。

Seminars on Civil Procedure, Pre-trial Proceedings, Civil litigation which requires specialized expertise and Property law

NJA, Nepal, Manamaiju

Time (Nepal time)	Activities
Day One (17th January, Tuesday)	
10:30 – 10:40	Opening Remarks (Online) ● Mr. Shintaro Naito, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan
10:40 – 11:40	Presentation ● Mr. Akito Ishisaki, Attorney, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Civil Procedure in Japan</i> ”
11:40 – 11:55	Break
11:55 – 12:35	Presentation ● Mr. Akito Ishisaki, Attorney, ICD-RTI, MOJ, Japan ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Pre-trial Proceedings in Japan</i> ”
12:35 – 14:00	Lunch Break
14:00 – 15:00	Small Group Discussion
15:00 – 15:15	Break
15:15 – 16:15	Wrap up Session
Day Two (18th January, Wednesday)	
10:30 – 11:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Medical Malpractice Suits in Japan</i> ”
11:30 – 11:45	Break
11:45 – 12:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Construction Defect Litigation in Japan</i> ”
12:30 – 14:00	Lunch Break
14:00 – 15:00	Small Group Discussion
15:00 – 15:15	Break
15:15 – 16:15	Wrap up Session
Day Three (19th January, Thursday)	
10:00 – 11:00	Presentation (Online) ● Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University Law School, Japan Topic: “ <i>Property Law</i> ”
11:00 – 11:15	Break
11:15 – 12:15	Presentation (Online) ● Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University Law School, Japan Topic: “ <i>Property Law</i> ”
12:15 – 13:30	Lunch Break
13:30 – 14:30	Small Group Discussion
14:30 – 14:45	Break
14:45 – 15:45	Wrap up Session
15:45 – 16:00	Closing Remarks